

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬） 第一条（略） 一～五（略） 六 二―エチルアミノ――（三・四―メチレンジオキシフェ ニル）プロパン――オン及びその塩類 七～二十九（略） 三十 三―「（一R・二R）――（ジメチルアミノ）―― エチル――メチルプロピル」フェノール（別名タペンタド ール）及びその塩類 三十一～六十二（略） 六十三 「―（五―フルオロペンチル）――H―インドール ――三―イル」（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパ ン――イル）メタンン及びその塩類 六十四～九十五（略）</p>	<p>（麻薬） 第一条（略） 一～五（略） （新設） 六～二十八（略） （新設） 二十九～六十（略） （新設） 六十一～九十二（略）</p>